

火災により資産が滅失した場合

Q : 当社は小売業を営んでいます。先日、店舗（簿価1,000万円）が全焼し、当期に仕入れた商品（簿価500万円）が消失してしまいました。火災保険に加入していたので、2,000万円の保険金を受け取りました。この場合の消費税の取扱いはどうなりますか？

A : 受取保険金は課税の対象となりません。また、商品については、仕入れた時期に全額仕入税額控除の対象とすることができます。

【解説】

仕入れた商品が火災や事故等で最終的に販売できなくなった場合であっても、消費税法上は、その商品を仕入れた時期に、仕入税額控除の対象とすることができます。したがって、ご質問の場合ですと、商品500万円相当額については、当期の仕入税額控除の対象とすることができます。

また、保険事故の発生に伴い受け取る保険金については、資産を譲渡したり何らかの役務を提供したことによる対価という性質のものではありませんので、消費税法上の資産の譲渡等には該当しません。したがって、ご質問の場合ですと、受取った保険金2,000万円については、課税の対象とはなりません。

ちなみに、法人税法上の取扱いは、店舗及び商品の滅失等による損失額1,500万円は雑損失として当期の損金となり、受取保険金2,000万円については、雑収入として当期の益金となります。

